

公益社団法人大日本農会農事功績表彰規程(抜粋)

明治二十七年七月 制定
平成十七年 六月 改正
平成二十三年七月 改正

第一条 本会は、左の各号の一に該当する功労者に対し表彰を行う。

- 一、農事改良の奨励又は実行上功績顕著なる者
- 二、農業上有益なる発見又は研究を為し功績顕著なる者
- 三、農業教育上功績顕著なる者
- 四、農村の施設経営上功績顕著なる者
- 五、農村気風改善上功績顕著なる者
- 六、本会に対し功績顕著なる者

第二条 表彰は総裁の御名を以ってこれを行い、左の賞章又は賞状を贈与す。

一、賞章

第一、紫紅綬名誉章

第二、紫緑綬名誉章

第三、紫白綬有功章

第四、紅白綬有功章

第五、緑白綬有功章

二、賞状

第一、名誉賞状

第三条 既に表彰せられたる者に対し、更に上位の表彰を為すことを得

第四条 賞章の制式及び名誉賞状の様式左の如し（省略）

第五条 名誉賞状受章者に対しては副賞を授与す。

第六条 第一条に掲げられたる事項に該当する農事団体に対しては団体名誉賞状を贈与しこれを表彰す。

団体名誉賞状の様式左の如し（省略）

第七条 賞章又は賞状を贈与したるときは簿冊に登録し永遠にこれを保存するものとする。

第八条 賞章又は賞状を毀損又は紛失し再交付を要求したるときは実費を徴してこれを交付することを得